# ■ 新型コロナウイルス感染症に関する変更点について

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行します。移行に伴い、これまで入力していたマスタから全て変更となります。<u>令和5年5月1日以降にプログラム更</u>新、マスタ更新が実施されているか、必ずご確認いただきますようお願い致します。

- < コロナ検査料・コロナ医療費に係る公費負担 > 令和5年5月8日以降は保険請求
- ① コロナに係る検査料・判断料
- ② コロナ陽性患者へのコロナに係る医療費(コロナ治療薬の処方を除く) ※コロナ治療薬を処方する場合の入力方法は、別紙「新型コロナウイルス感染症治療薬の公費入力方法について」をご確認下さい。
- < 電話等による診療での診断・処方に係る特例 > 令和5年7月31日で終了 電話等による診療で診断・処方した場合に、初診料(214点)、再診料(73点)、外来診療料(74点)、投薬料が算定できる特例
- < 外来診療・在宅医療に係る特例 >

### 【5月7日で終了するコロナ特例】 令和5年5月8日以降算定不可

・コロナ陽性患者へ対面によりコロナに係る診療をした場合

180065850	救急医療管理加算1(診療報酬上臨時的取扱)(COV·外来診療)	950 点
-----------	---------------------------------	-------

・コロナ陽性患者へ電話等によりコロナに係る診療をした場合

111014170	二類感染症患者入院診療加算(電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱)	250 点
112024170	二類感染症患者入院診療加算(電話等再診料·診療報酬上臨時的取扱)	250 点

#### 【5月8日以降も継続するコロナ特例】

※以下、請求用の電算コードは全て変更となりますのでご注意下さい。

- -コロナ疑い患者又はコロナ陽性患者への対面診療
- ① **受入患者を限定しない外来対応医療機関(自治体 HP で公表有)**でコロナ疑い患者又はコロナ陽性患者に対面診療を行った場合、特例点数を算定可。

院内トリアージ実施料(特例)	300 点
	院内トリアージ実施料(特例)

※令和5年8月末までに受入患者を限定しない外来対応医療機関へ移行する場合は、移行開始する時期(例:令和5年〇月から)を示した文書を院内掲示することにより、移行するまでの期間も算定可。 ※小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、地域包括診療料など、初・再診料が包括されている医学管理料を算定する場合も算定可。

② ①に該当しない医療機関でコロナ疑い患者又はコロナ陽性患者に対面診療を行った場合、特例 点数を算定可。→これまでの院内トリアージ実施料の300点が147点に引き下げ

113045450	特定疾患療養管理料(100 床未満の病院)(特例)	147 点
-----------	---------------------------	-------

※小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、地域包括診療料など、初・再診料が包括されている医学管理料を算定する場合も算定可。

### ・定期受診患者への電話等による医学管理

以前より対面診療で診療計画等に基づき療養上の管理をしていた定期受診患者に、電話等による診療及び処方を行って「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等に基づく管理を行う場合、特例点数を月1回に限り算定可。

113045650 慢性疾患等の診療(特例) 147 点

### 定期受診患者への電話等による精神療法

以前より対面診療で精神科の医師が治療計画のもとに精神療法を継続的に行って通院・在宅精神療法を算定していた定期受診患者に、電話等による診療及び処方を行って当該治療計画に基づく精神療法を行う場合は、特例点数を月1回に限り算定可。

180070750 精神疾患の精神療法(特例) 147 点

### ・コロナ疑い患者又はコロナ陽性患者への往診等

コロナ疑い患者又はコロナ陽性患者に往診等で診療を行った場合、特例点数が算定可。 (施設基準の届出は不要)

113045350 院内トリアージ実施料(特例) 300点

## ・コロナ陽性患者への往診、訪問診療(点数の引き下げ、算定要件は変更なし)

コロナ陽性患者に、①コロナに関する往診を求められ速やかに往診した場合、②コロナに関する継続的な診療として訪問診療を実施した場合、特例点数を算定可。(施設基準の届出は不要)

180070050 救急医療管理加算1(緊急の往診等)(特例) 950 点

- ※院内トリアージ実施料(特例)と併せて算定可。
- ※緊急往診加算の要件を満たしている場合は緊急往診加算を併せて算定可。
- ※同一患家等で2人以上のコロナ陽性患者を診療した場合、2人目以降のコロナ陽性患者は往診料 を算定しない場合でも特例点数を算定可。

# ・コロナ陽性の介護施設入所者への往診

介護医療院、老健施設、特養ホーム入所者がコロナ陽性となり、コロナに関する往診を求められ速や かに往診を行った場合は、特例点数を算定可。(施設基準の届出は不要)

180070150 救急医療管理加算1(施設内療養・緊急の往診等)(特例) 2,850 点

- ※院内トリアージ実施料(特例)と併せて算定可。
- ※緊急往診加算の要件を満たしている場合は緊急往診加算と併せて算定可。

## 【5月8日から新設されるコロナ特例】 令和5年5月8日から算定可

### ・コロナ陽性患者への療養指導

コロナ陽性患者へのコロナに係る診療(往診、訪問診療及び電話等による診療を除く)で、家庭内の感染防止策や重症化した場合の対応等の療養上の指導を行った場合、特例点数を算定可。(診療所でも算定可)

113045550 特定疾患療養管理料(100 床未満・療養指導)(特例) 147 点

※発症日(無症状病原体保有者の場合は検体採取日)から7日以内に限り算定可。指導内容の要点 をカルテに記載する。

※コロナ疑い患者又はコロナ陽性患者への対面診療の①と②の点数(※1ページ目記載)と併せて算定可。

# ・コロナ陽性患者の入院調整

コロナ陽性患者の入院調整をした上で、入院先医療機関に診療情報提供書を添えてコロナ陽性患者の紹介を行い診療情報提供料(I)を算定する場合、特例点数を算定可。(施設基準の届出は不要)

113045850 救急医療管理加算1(入院調整)(特例) 950 点

※小児科外来診療料など、診療情報提供料(I)が包括されている管理料等を算定する場合も算定可。

※自治体など自院以外の機関等が入院調整を行った場合は算定不可。

※詳細な算定要件や算定項目については、各審査機関様へ直接ご確認いただきますようお願い申し上げます。